国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年４月 17日
東北地方整備局

山形県内で3例目となる「都市・地域再生等利用区域」を指定しました

～寒河江ダムを世界に誇れる観光地に～

東北地方整備局は、山形県西川町からの要望書の提出を受け、寒河江ダムやダム湖の湖面・湖岸の一部を河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に本日付けで指定しました。山形県では長井ダム、白川ダムに続き３例目となります。

「都市・地域再生等利用区域」（河川空間のオープン化）の指定により、河川敷地で民間事業者によるカヌーセンターを中心とした SUP などのレジャー体験、カフェや物品販売等の営業活動が可能になるとともに、ダムの関連施設や湖面を利用したイベント開催など、より魅力的な湖畔環境の創出が可能となり、寒河江ダムへの注目度や観光需要のさらなる高まりが期待されます。

なお、令和８年４月24日に西川町フェリシア月山カヌーセンターにおいて指定書交付式を予定しています。詳細は別途主催者より案内いたします。

《 添付資料 》
【別添1】 都市・地域再生等利用区域指定計画概要
【別添2】 都市・地域再生等利用区域制度の概要


▲ 寒河江ダム

《 発表記者会 》
＜山形県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

《 問い合わせ先 》

国土交通省 東北地方整備局 河川部

宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 仙台合同庁舎Ｂ棟
電話：022－225－2171（代表）

水政課 課長 梶家 有希（かじや ゆうき） 内線：3551
専門調査官 阿部 政昭（あべ まさあき） 内線：3554

【別添1】

都市・地域再生等利用区域指定計画概要

西川町は、2024 年に国連世界観光機関(UNWTO)から「ベストツーリズムビレッジ」に選出され、世界に誇れる観光地として寒河江ダムを活用するとともに、フェリシア月山カヌーセンターを核としたアクティビティの提供による地域社会・経済の活性化を目指しています。

「都市・地域再生等利用区域」の指定により、河川敷地内でのイベント開催や飲食物・物品販売施設の設置やキャンプ・グランピング施設の新設など、寒河江ダム関連施設を含めた他の観光資源とも連携し、西川町の更なる観光振興及び地域活性化が期待されます。

＜主な利用計画＞

① 堤体・スポーツ広場エリア：飲食物の提供、キャンプ・BBQ 施設の整備、音楽イベント
② 大噴水・水の文化館エリア：飲食物の提供及び物品販売、グランピング・サウナ施設の新設
③ 湖面全般エリア：SUP やカヌーなどアクティビティの提供、ワカサギ釣り
④ フェリシア月山カヌーセンターエリア：カヌーなどアクティビティの提供、飲食物の提供及び物品販売

＜都市・地域再生等利用区域指定範囲＞

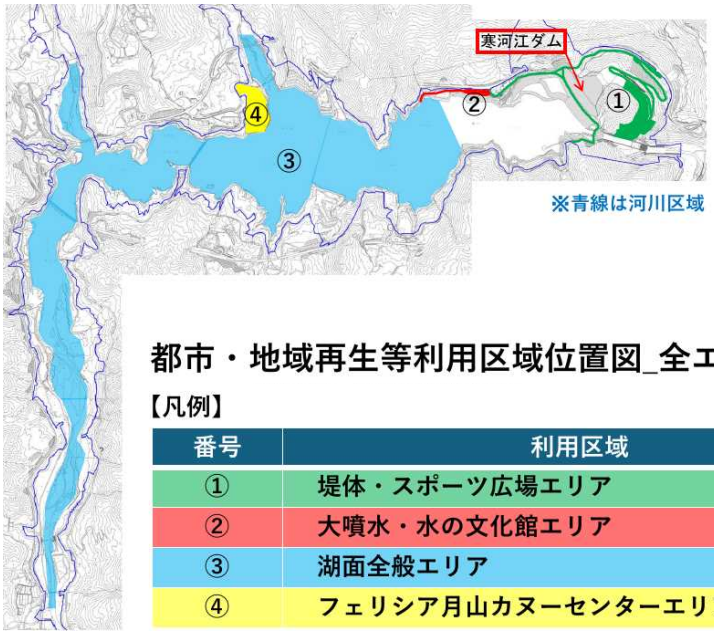

番号	利用区域
①	堤体・スポーツ広場エリア
②	大噴水・水の文化館エリア
③	湖面全般エリア
④	フェリシア月山カヌーセンターエリア

※出典　西川町資料

＜参考：昨年度実施したイベント、施設等＞※出典　西川町資料



大噴水を眺めながらのカヌー体験



カフェ



寒河江ダム特別見学会

（月山湖夏まつり）

【別添2】

都市地域再生等利用区域の制度概要

＜制度の概要＞

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところですが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となっています。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになります。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】
広場、イベント施設、船着場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）、 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

